

破棄判決等取扱要領

1 破棄判決等の提供方法

J・NETポータルの「裁判集等データベースⅡ」に掲載する方法による。

2 掲載内容等

(1) 掲載する破棄判決等の範囲

「裁判集等データベースⅡ」に掲載する破棄判決等の範囲は、従前高裁あて送付していた破棄判決等と同じく、当審の破棄判決等全件とする。

(2) 参考送付の付記等について

破棄判決等のうち、ホームページに掲載しない破棄判決等については、「裁判集等データベースⅡ」の基本項目の事件名欄の事件名の次に「(参考送付)」と付記し、その掲載期間は6箇月とする。

なお、J・NETポータルのみならず、ホームページにも掲載する破棄判決等には「(参考送付)」の付記はしない。

(3) 仮名処理

仮名処理は、現在の「裁判集等データベースⅡ」に掲載されている判決等と同様とする。

(4) 上告理由書等

上告理由書等は掲載しない。個別事件で希望があれば別途送付する。

3 破棄判決等掲載の通知

2(1)の破棄判決等をJ・NETポータルの「裁判集等データベースⅡ」へ掲載した旨は、各高等裁判所の民事訟廷事務室及び刑事訟廷事務室（支部は訟廷又は庶務課）のメーリングリストあてに1箇月分をまとめてメール送信してお知らせする。当該メールには、当該判決等の「基本項目」（別添参考）を添付する。

4 破棄差戻判決等の写しの送付

破棄差戻判決等写しの当該高裁への送付は従前のとおりとする。

5 実施

平成25年4月1日以降の破棄判決等から実施する。